

平成 28 年 6 月 23 日



各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ
代表者名 代表取締役社長 實吉 政知
(コード：6678、東証第1部)
問合せ先 総務室長 伊藤 雅章
(TEL. 045-948-1961)

**第 29 期有価証券報告書（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）の
提出期限延長に関する承認申請書の提出に関するお知らせ**

当社は本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議し、提出を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 29 期有価証券報告書（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

2. 延長前の提出期限

平成 28 年 6 月 30 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 7 月 29 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 28 年 4 月 28 日付けで公表しております「第三者委員会設置および平成 28 年 3 月期決算短信の発表日の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、監査法人より売上取引に関する計上時期の妥当性につきご指摘をいただき、本件についての事実確認の調査および会計処理の適正性・妥当性についての検討を行うことを目的として、平成 28 年 4 月 28 日に第三者委員会を設置いたしました。

本日、当社は「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、調査の結果判明した事実関係および問題点の指摘、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を、第三者委員会より受領いたしました。（報告書の内容につきましては、本日公表の「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照ください。）

当社は、第三者委員会より調査報告書を受領するまでの期間においても、修正が必要と判断された取引については適宜提示を受け、修正作業を行ってまいりました。しかしながら、本日の調査報告書の受領をもって最終的な修正範囲が確定し、これより確定内容に基づく財務諸表の作成、過年度財務諸表の修正、監査法人による過年度分を含めた会計監査手続きが開始され、これら全ての手続きを完了するまでに相応の期間を要することから、法定期限である平成 28 年 6 月 30 日までに有価証券報告書を提出できない見通しとなり、当該有価証券報告書の提出期限延長につき申請を行うことと致しました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、提出期限延長に関する申請が承認された場合、延長が承認された場合の提出期限である平成 28 年 7 月 29 日までに、平成 28 年 3 月期有価証券報告書の提出、平成 28 年 3 月期決算短信の開示、第三者委員会の調査結果に基づき訂正が必要と判断された過年度有価証券報告書等および過年度決算短信等の提出・開示を完了する予定であります。

このたび有価証券報告書の提出、決算短信の開示、株主総会の開催について遅延が生じたことにより、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上